

務	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和8年3月末まで有効)			

警 務 第 2 5 9 号
(監 察)
令和 7 年 1 0 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

教養資料「警察改革と明日の青森県警察」を活用した教養の実施について

平成12年8月に策定された「警察改革要綱」に基づき、国民の警察に対する信頼確保のために全国警察で取り組んできた「警察改革」から、四半世紀が過ぎたところである。

しかし、本年に入り、警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案に関する国家賠償請求訴訟、神奈川県川崎市におけるストーカー事案に関する警察の対応等、社会的批判を受ける事案が相次いで発生したほか、令和7年上半期の懲戒処分者数は過去10年間で最多を記録するなど、長年にわたり全国警察を挙げて取り組んできた「警察改革」の精神が形骸化しつつある。

さらに、本県警察においても、警察官による不同意性交等事件、オンラインカジノでの賭博等の不祥事案が相次いで発生するなど、国民からの信頼を前提とする警察組織の基盤は大きく揺らいでいる状況にある。

こうした中、本県警察の全ての職員が県民から信頼されることの重みを理解し、将来にわたって警察改革の精神を維持していくことを目的として、失われた警察の信頼を取り戻すことの難しさに視点を置いた教養資料「警察改革と明日の青森県警察」を作成し、アピーネット・ブラウザの警務課ホームページ上に掲載したことから、各所属においては、全職員に対し、朝会、全体会議等の機会を通じて、本資料を活用した教養を確実に実施し、その際には、資料の配布にとどまることなく、所属長自身が「警察の在るべき姿」について浸透を図るような指示を行うこと。

なお、教養の実施結果については、警務部警務課宛てに申報により報告すること。

担当：警務課企画係